

協会けんぽ移管事務について

平成 27 年 2 月 28 日をもって当北陸支部は廃止することとなります。これに際し、10 月 2 日、3 日に各地区において事務担当者様を対象に協会けんぽ移管に関する手続きの説明会を開催させていただきました。

当日は、数多くの事業主・ご担当者様にご出席いただき誠にありがとうございました。

移管に際しての届出書の提出期日は平成 26 年 11 月 28 日（金）までとなっておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、ご出席いただけなかった事業所様には書類を郵送させていただいております。重要な書類となりますので、ご確認のほどよろしくお願いいたします。

【提出書類】	① 移 管 届	1 部
	② 健康保険法第 25 条の第 1 項による同意書	2 部
	③ 年金事務所・協会けんぽ情報提供同意書	1 部

年末年始の業務について

【現金給付金の請求はお早めに・・・】

傷病手当金、出産手当金、高額療養費などの現金給付金は
12 月 5 日（金）までに受付をしたものについて
12 月 16 日（火）にお支払をいたします。

なお、高額療養費・一部負担還元金・家族療養費付加金については、平成 26 年 9 月診療分までで、医療機関から当組合へ請求のあった診療報酬明細書によって確認のとれたものに限ります。また、内容に不備があるもの等につきましては除きます。

年末の業務は、**12 月 26 日（金）**までとさせていただきます。

新年は、**1 月 5 日（月）**より平常業務いたします。

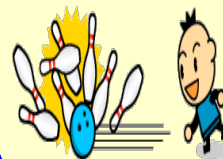
保健事業結果

11 月 9 日 富山県印刷人ボウリング大会（健保後援）
（於：富山ゴールデンボウル）

優勝 幅崎 新さん （男子の部）
礪波理恵さん （女子の部）

11 月 7 日・9 日 石川県ボウリング大会（健保後援）
（於：ジャンボ・ボール他）

優勝 新谷万里さん （男子の部）
鴈田朱美さん （女子の部）
松田隆志さん （男女共通）



国民年金第 3 号被保険者の新たな届出が必要となります（平成 26 年 12 月から）

平成 25 年 6 月に国民年金第 3 号被保険者の記録不整合問題に対応するための法律が公布されました。

これに基づき、平成 26 年 12 月から下記の①及び②に該当した場合は、配偶者で第 2 号被保険者（夫または妻）が勤務する事業所、健康保険組合を経由して、厚生労働大臣（日本年金機構）に届け出るようになりました。

届出書につきましては、現在使用している第 3 号被保険者の届出用紙をご利用いただき、第 3 号被保険者でなくなった日を記入し、被扶養者異動届（削除届）と保険証とともにご提出ください。

- ① 第 3 号被保険者（夫または妻）の収入が基準額（60 歳未満 130 万円未満・60 歳以上 180 万円未満）以上増加したことによって扶養から外れた場合
- ② 配偶者である第 2 号被保険者（夫または妻）と離婚し扶養から外れた場合

賞与支払届の提出について

賞与・期末手当を支給された場合は、支給日から 5 日以内に「賞与支払届」と「総括表」を提出ください。

なお、厚生年金分（3 P 目もしくは 6 P 目）につきましては、年金事務所より配付の総括表とともに管轄の年金事務所へ直接提出いただきますようお願いいたします。

磁気媒体にて提出される事業所様につきましては、健保組合、年金事務所、厚生年金基金へ直接ご提出ください。

なお、年金事務所では、FD（フロッピーディスク）での受付を終了しておりますのでご注意ください。